

# 令和2年度 熊本市ボランティア活動保険のご案内

熊本市では、市民の皆様が安心してボランティア活動などの公益性のある活動を行うことができるように、「熊本市ボランティア活動保険」制度を設け、ボランティア活動中の思わぬ事故の救済に備えております。申請にあたっての保険料は熊本市が負担します！



## 保険に加入できる団体

この保険に加入できるのは、ボランティア活動などの公益性のある活動を行うため、市民の皆様により自発的に構成されたボランティア活動団体等で、市内を拠点として無報酬（弁当代、交通費程度は無報酬と見なします。）で継続的かつ計画的な公益性のある活動を行っている団体です。

NPO法人を除く法人（株式会社や公益社団法人など）は、対象団体ではないため加入申請できません。NPO法人は申請できますが、法人の事業（定款に記載してある事業）の場合、それがボランティアで行う活動であっても保険の適用となりません。法人の事業以外に行うボランティア活動のみが保険の適用対象となりますのでご注意ください。

### 【保険に加入できる団体の例】

- ・ NPO 団体、ボランティア団体
- ・ 自治会、子ども会、校区自治協議会など地域団体
- ・ 自主的に構成されたグループ
- ・ 有志で構成されたグループ 等



## 保険の対象となる活動と対象者

※ボランティア活動などの公益性のある活動が対象になります。

活動の範囲	対象となるボランティア活動
(1)地域社会活動	清掃活動、資源回収、リサイクル活動、防災活動、防犯活動、交通安全活動、保健衛生活動、自治会、子ども会、校区自治協議会等地域団体の運営
(2)社会福祉活動	社会福祉施設等への援護活動 高齢者・障がい者等への援護活動
(3)社会教育活動	スポーツ活動、文化活動
(4)青少年育成活動	青少年育成団体の指導育成活動 非行防止パトロール
(5)その他社会奉仕活動	その他、市長が特に必要と認める活動

### 【ボランティア活動保険の対象者】

表のような活動を行うボランティア活動の指導者及び活動者が対象となります。

**ご注意！** 祭り、スポーツ活動、文化活動などで参加のみを目的としている方(参加者)は対象外です。



## 保 險 内 容

熊本市ボランティア活動保険は、熊本市と保険会社によって契約され、保険料を熊本市が全額負担し、保険金の認定・お支払いを保険会社が行います。熊本市ボランティア活動保険には、損害賠償責任保険と傷害保険があります。

### 1 損害賠償責任保険

ボランティア活動中に、指導者若しくは活動者の過失により、第三者の生命、身体又は財物若しくは保管物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

区 分	適 用	保 険 金 額
身 体 賠 償	1名につき 1事故につき	最高 5千万円 最高 1億円
財 物 賠 償	1事故につき	最高 5千万円
保 管 物 賠 償	1事故につき	最高 3百万円

### 2 傷害保険

ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、ボランティア活動の指導者及び活動者が死亡、又は負傷した場合

※医師による治療が必要です。また、疾病は保険の対象となりません。

区 分	適 用	保 険 金 額
死 亡	1名につき	3百万円
後遺障害	障害の程度により1名につき	最高 3百万円
入 院	180日を限度として	日額 3千円
通 院	90日を限度として(180日以内)	日額 2千円

### 3 保険の適用範囲

補償が適用される範囲は、集合地に集合した時から解散地で解散するまでの間、並びに自宅から集合地まで及び解散地から自宅までの合理的経路の往復途上の事故も対象となります。

ただし、自動車（原動機付自転車を含む）の運行に起因するものは、損害賠償保険は該当せず、傷害保険のみが対象となります。



## 保 險 期 間

保険期間は、令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）4月1日までです。

ただし、令和元年度未加入団体及び令和元年度加入団体で令和2年（2020年）5月31日までに継続申請の提出がなかった団体については、新規加入の扱いとなるため、加入申請書の受理日から令和3年（2021年）4月1日までとなります。



## 加入の手続き

1. ボランティア活動団体等の代表者の方が、団体に関連する市の担当課へ次の申請書類をご提出ください。

- ① 「令和2年度熊本市ボランティア活動保険加入申請書兼令和元年度活動実績報告書」
- ② 団体の規約等

**\*組織された団体であること、熊本市内に住所・連絡拠点を有していること**

活動計画・内容などを確認するために上記①②の書類の提出が必要です。

毎年度ボランティア活動内容を確認するため、昨年度ご加入された団体についても加入申請書兼活動実績報告書及び団体の規約等を改めて提出してください。

2. 加入申請後、加入決定された団体には、後日、各担当課から加入決定通知書を送付します。

	申請書受理日 (郵送の場合は到着日)	保険開始日	保険終了日
令和元年度加入団体	R2. 5. 31 まで	R2. 4. 1	R3. 4. 1 (午後4時まで)
	R2. 6. 1 以降	申請書受理日	
令和元年度未加入団体	—	申請書受理日	



## 保険の対象にならない代表的な例

- スポーツ、レクリエーション、祭り等の参加者の事故  
例：スポーツ大会の指導者（監督・審判等）やレクリエーションの講師、祭りを運営するスタッフなどの活動者の事故は対象になりますが、参加者の事故は対象外です。
- 指導者等の故意による事故
- 戦争、社会的騒じょう等による事故
- 地震、噴火、津波等の自然災害によるもの
- 細菌性またはウイルス性食中毒で団体のスタッフ（活動者）が発症したとき（ただし、参加者に対する損害賠償責任保険は対象となります。）
- 指導者等の無資格運転や酒気帯び運転等による事故
- 他覚症状のないむち打ち症や腰痛
- 職務遂行中や職業に従事しているときの事故
- 学校管理下の事故
- 会員の親睦が目的のレクリエーション活動や互助的な活動時の事故
- 政治、宗教若しくは営利を目的とするもの
- 日本国外で行われるボランティア活動
- 山岳救助、海難救助など危険な場所でのボランティア活動  
\*高所作業（高さが建物3階以上についてのボランティア活動）  
\*野焼き、山焼き
- 自動車、又は原動機付自転車を運転している間に生じた損害賠償事故
- 加入団体内の損害賠償事故（ただし、傷害保険は対象となります。）
- 危険な機器等を用いるボランティア活動  
\*チェーンソー、電動のこぎり（自らの意思で止める事が困難なもの。）  
\*重機（ただし、小型のショベルカー、トラクターについては、傷害保険が対象となります。）  
\*銃器を使用する害獣駆除
- その他危険を伴う活動（高さに関係なく危険性を伴う高所等での活動については、保険の対象とならない場合があります。）

※ 保険の対象の範囲は保険約款に定められたものとなります。くわしい内容を確認したい場合は、地域活動推進課までお尋ねください。(電話番号は裏面)



## 事故が発生したら

万一、事故が発生したときは、下記担当課までご連絡ください。

その後、所定の事故報告書を提出していただき、本保険制度の要件を満たしている場合、保険が適用されます。

### 事故予防対策を！

草刈機を使用して清掃活動を行う場合で、石を跳ねて車などに傷をつける事故が多発しています。事前にネットを張って予防をするなどの工夫をしましょう。

また、落下事故も増加しています。はしご等を使う際はロープで体を固定する、複数人で作業するなどの対策をして使用しましょう。

※ 保険の請求には事故発生から30日以内のご連絡が必要です。  
ご注意ください。



## その他

- 保険加入申請時に会員全員の名簿を提出する必要はありませんが、事故が発生したときは会員であることの確認が必要となりますので、かねてから各団体に委員や会員名簿を整理しておいてください。
- 保険適用のため、活動状況を確認することがありますので、日頃から、団体の規約や活動内容を明文化しておいてください。
- 「ボランティア活動保険に加入しようとする団体の代表者は、保険加入申請書を市長に提出しなければならない。」「市長は、活動内容等について審査を行い、加入の可否を決定する。」（実施要綱第4、5条）と規定されています。
- このことから、団体ごとの加入申請を基本とした事前の登録制によって受付しています。既登録団体については、申請漏れが無いようにするため、担当する課から加入申請書等関係書類を送付しますので、必要事項を記入して担当課へ本保険の加入手続きを行ってください。

本保険の加入手続き・事故のご連絡先は・・・

【担当課】



この事業の財源の一部には宝くじの収益金が充てられています。

お問い合わせ先

熊本市地域活動推進課 地域活動班

電話 096-328-2036 Fax 096-351-2030